管理番号　No.

第３版
2026年６月

重要事項説明書

（指定訪問看護事業者）

事業者：株式会社かぼすケア

かぼすケア訪問看護ステーション

第１条　指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	株式会社かぼすケア
代 表 者 氏 名	代表取締役　太田　友香利
事業者住　所 （連絡先及びFAX番号）	千葉県八千代市萱田２２３６－１６ TEL:０４７－４０６－４８２３　FAX:０４７-４０６－４８２５
法人設立年月日	令和２年９月１日

第２条　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

１.事業所の所在地等

事 業 所 名 称	かぼすケア訪問看護ステーション
管 理 者 氏 名	管理者　北川　トシ子(看護師)
介護保険指定 事 業 所 番 号	１２６０４９０２６８
指 定 年 月 日	２０２０年１０月１日
業 所 所 在 地	千葉県八千代市萱田２２３６－１６
事業所の通常の 事業の実施地域	八千代市、並びに隣接する地域

２.事業の目的及び運営方針

事 業 の 目 的	事業所は利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目的とする。
運　営　方　針	サービス提供の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

３.事業所窓口の営業日及び営業時間（サービス提供の可能日時）

営　　業　　日	月曜日から金曜日までとする。 但し、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。
営　業　時　間	午前９時から午後５時までとする。 但し、緊急時は２４時間電話連絡及び訪問が可能な体制とする。 ※上記サービスを利用する場合はその旨別途契約が必要となります。

４.事業所の職員体制（２０２４年6月１日現在）

	資　格	常勤	非常勤	計	備考（兼任の有無等）
管理者	保健師または看護師	１人		１人	サービス提供者兼務
サービス提供者	看護師・保健師	４人	２人	６人	
	理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	１人	２人	４人	
事務職員		１人	２人	３人	

５.職務内容

役割	職　務　内　容	人員数
管理者	1　主治医の指示に基づき適切なサービスが行われるよう必要な管理を行います。 2　訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3　訪問看護師等に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤１名
訪問看護師等（サービス提供者）	1　サービスの提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2　主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、居宅サービス計画が作成されている場合はその内容に沿って作成し、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3　利用者へ訪問看護計画書を交付します。 4　訪問計画に添ったサービスを行い、その状況の訪問看護報告書を作成します。 5　利用者又は利用者の家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又は利用者の家族に対し、適切な指導を行います。	複数名

第３条　提供するサービスの内容について

１.提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
訪問看護計画等の作成	介護保険法に定める居宅サービス計画・介護予防サービス計画に基づいたサービス又は健康保険法等の関係法令に従い、該当する保険を適用して訪問看護計画等を作成します。
訪問看護	訪問看護計画に基づき、サービスを提供します。 具体的なサービスの内容 ①病状、心身の状況の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排せつ等日常生活の世話 ④褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護 ⑧精神疾患の看護 ⑨療養生活や介護方法の指導 ⑩カテーテル等の管理 ⑪その他医師の指示による医療処置

２.訪問看護師等の禁止行為

訪問看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

(１)利用者又は利用者の家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

(２)利用者又は利用者の家族からの金銭、物品、飲食の授受

(３)利用者の同居家族に対するサービス提供

(４)利用者の居宅での飲酒、喫煙、摂食(水分補給はさせて頂きます)

(５)身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除く）

(６)その他利用者又は利用者の家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

第４条　サービス利用料について

１.介護保険適用の場合

（１）介護保険給付対象サービス

請求額は、月の総単位数に地域区分単価（八千代市は５級地;１０．７円/単位）を乗じた額を負担割合証に記載された割合に応じて計算されます。

【訪問看護費】(別紙参照)

＜看護師による訪問＞

サービス内容	２０分未満		３０分未満		６０分未満		６０分以上９０分未満	
区分	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護
看護師	303 単位	314 単位	451 単位	471 単位	794 単位	823 単位	1090 単位	1128 単位

上記表内予防とは「介護予防訪問介護費」を示す

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問＞

サービス内容	２０分		４０分		６０分	
区分	予防	介護	予防	介護	予防	介護
PT・OT・ST	２８４ 単位	２９４ 単位	５６８ 単位	５８８ 単位		７９５ 単位

【加算単位数】

項目	内容等	単位数等
夜間・早朝加算	夜間：午後６時から午後１０時 早朝：午前６時から午前８時	上記単位数の ２５%割増
深夜加算	午後１０時から翌午前６時	上記単位数の ５０%割増
緊急時訪問加算	利用者の同意のもとに、利用者・家族に対して２４時間連絡体制にある場合（計画外の緊急訪問を必要に応じて行う場合は、その都度、上記の基本単位がかかります）※１	６００単位 (月１回)
特別管理加算 （Ⅰ・Ⅱ）	特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態にある方に限ります）に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合 （利用者のご容態の変化によります）	Ⅰ：５００単位 Ⅱ：２５０単位 (月１回)
初回加算 （Ⅰ・Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合	Ⅰ：３５０単位 Ⅱ：３００単位 (初回訪問日)

退院時共同指導加算	入院又は入所中の利用者に対して、退院または退所するにあたり、弊社の看護師が主治医と連携して在宅生活における必要事項に関する退院時共同指導を行った場合	６００単位
長時間訪問看護加算	訪問看護師に１時間３０分以上要した時 (厚生労働大臣が定める状態にある場合)	３００単位 （１回）
複数名訪問加算Ⅰ	２人の看護師等が同時に訪問を行う場合 ※(保健師・看護師准看護師・理学療法士・作業療法士・言語視覚士)	３０分未満２５４単位 ３０分以上４０２単位
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	３０分未満２０１単位 ３０分以上３１７単位
看護介護職員 連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等の計画の作成や訪問介護員に対する助言を行った場合	２５０単位 (月１回)
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日１４日以内に２日以上ターミナルケアを行った場合（亡くなられる前１４日以内に医療保険による訪問看護の提供を受け入れ、１日以上ターミナルケアを行った場合）	２５００単位
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護専門員に対し評価の結果を情報提供した場合	５０単位/回
介護職員処遇改善加算	介護師等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です	所定の単位数の １．８%を加算(看護) 所定の単位数の１．５% を加算（リハビリ）

※１　緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の設備を行っております。

◎介護保険法で給付の範囲を超えた場合は全額利用者負担となります。

◎関係法令が変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額および加算が適用されます。

（２）介護保険適用外の料金

項目	利用料
衛生材料費等	利用者及びご家族の希望により、衛生材料等を提供した場合、その実費をいただきます。
永眠時のケア料	20,000 円
支給限度額を超えた場合	利用者の 10 割負担

２.医療保険適用の場合

（１）基本利用料金（保険適用料金）

（訪問看護基本療養費＋訪問看護管理療養費＋加算＋訪問看護情報提供療養費）×負担割合となります。但し、受給者証の種類によっては公費負担及びサービス利用料は異なります。また、訪問看護情報提供療養費Ⅰは行政に求められた方のみ請求致します。

訪問看護基本療養費(Ⅰ)		週 3 日まで	5,550 円／日
(Ⅱ)同一日に２人		週 4 日目以降	6,550 円／日
(Ⅲ)試験外泊		適応時	8,500 円／回
訪問看護管理療養費Ⅰ		月初め	7,710 円／日
		月の 2 日目以降	3,010 円／日
加算項目	24 時間対応体制加算		6,800 円／月
	特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）	特別管理加算（I）（対象者）	5,000 円／月
		特別管理加算（II）（対象者）	2,500 円／月

加算項目	難病等複数回訪問加算	1日2回訪問	4,500円
		1日3回以上訪問	8,000円
	緊急訪問加算 緊急訪問加算	月14日目まで	2,650円
		月15日以降	2,000円
	複数名訪問看護加算	看護師 (同一建物２人以内)	4,500円／週１回
		准看護師(２人以内) （別に厚生労働大臣が定める場合を除く）	3,800円／週１回
		その他の職員 (２人以内) （別に厚生労働大臣が定める場合に限る）	1日に1回 3,000円 1日に2回 6,000円 1日に3回 10,000円（週3回）
	長時間訪問看護加算	訪問時間が90分以上の場合	5,200円／週１回
	夜間・早朝訪問看護加算	午前6時～8時 午後6時～10時	2,100円／回
	深夜訪問看護加算	午後10時～翌６時	4,200円／回
	乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者	1,800円/日
		上記以外の場合	1,400円/日
加算項目	退院時共同指導加算	適応時	8,000円／回
	特別管理指導加算	適応時	2,000円／回
	退院支援指導加算	適応時	6,000円／回
		長時間指導を行った場合	8,400円／回
	在宅患者連携指導加算	適応時	3,000円／回
	在宅患者緊急時カンファレンス加算	適応時	2,000円／回
	看護介護職員連携強化加算	適応時	2,500円／月１回
	訪問看護医療DX情報活用加算	適応時	50円/月１回
訪問看護情報提供療養費Ⅰ(１８歳未満)		適応時(市・県等)	1,500円／月１回
訪問看護情報提供療養費Ⅱ(１８歳未満)		適応時(学校等)	1.500円／年１回※1
訪問看護情報提供療養費Ⅲ		適応時(医療機関等)	1.500円／月１回
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ		適応時	25,000円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）※４		適応時	1.050円/月１回
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）※５		適応時	30円～540円/月１回
訪問看護物価対応料Ⅰ※６		イ　月の初日の訪問の場合	60円/日
		ロ　月の2回目以降の訪問の場合	20円/日
訪問看護医療情報連携加算		適応時	1.000円/月１回

※1　各年度1回の算定だが入学・転校等により初めて在籍する事となる月・実施方法を変更した月は1回に限り算定可能

※４　令和9年6月以降においては所定額に代えて2.880円を算定する

※５　令和9年6月以降においては所定額に代えて40円から1.580円を算定する

※６　令和9年6月以降においては所定額の200%に相当する額を算定する

（２）精神科訪問看護の基本料金

（精神科訪問看護基本療養費＋精神科訪問看護管理療養費＋加算＋訪問看護情報提供療養費）×負担割合になります。但し、請求金額は、自立支援医療受給者証の自己負担上限額までとなります。

		30分未満	30分以上
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）・（Ⅱ）	週3日まで	4,250円	5,550円
	週4日目以降	5,100円	6,550円
精神科訪問看護基本療養費　（Ⅳ）	外泊時※１	8.500円／入院中１回	

精神科訪問看護管理療養費		月の初日の訪問	7,670 円（初日）
		2 日目以降の訪問	3,000 円（日）
加算	24 時間対応体制加算		6,800 円(月１回)
	特別管理加算（I）	医療保険の項と同じ	2,500 円(月１回)
	特別管理加算（II） (重症度などが高い)	医療保険の項と同じ	5,000 円(月１回)
	精神科緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650 円(1 日１回)
		月 15 日以降	2,000 円（1 日１回）
	長時間精神科訪問看護加算	訪問時間が 90 分以上の場合	5,200 円(週１回)
	複数名精神科訪問看護加算（イ）※２（30 分未満除く）	1 日に 1 回の場合	4,500 円／日
		1 日に 2 回の場合	9,000 円／日
		1 日に 3 回以上の場合	14,500 円／日
	複数名精神科訪問看護加算（ロ）※２（30 分未満除く）	1 日に 1 回の場合	3,800 円／日
		1 日に 2 回の場合	7,600 円／日
		1 日に 3 回以上の場合	12,400 円／日
	複数名精神科訪問看護加算（ハ）※２(30 分未満除く)		3,000 円(週１回)
	夜間・早朝訪問看護加算	午後 6 時～午後 10 時 午前 6 時～午前 8 時	2,100 円(1 日１回)
	深夜訪問看護加算	午後 10 時～午前 6 時	4,200 円(1 回)
	精神科複数回訪問加算	1 日 2 回訪問	4,500 円(1 回)
		1 日 3 回以上訪問	8,000 円(1 回)
	退院時共同指導加算	退院又は退所時	8,000 円(月２回まで)
	退院支援指導加算	適応時	6,000 円／日 （原則初日の訪問日１回）
	訪問看護医療 DX 情報活用加算	適応時	50 円/月１回
精神訪問看護情報提供療養費（Ⅰ）（１８歳未満）		適応時(市・県等)	1,500 円／月１回
精神訪問看護情報提供療養費（Ⅱ）(１８歳未満)		適応時（学校等）	1,500 円／年１回※３
精神訪問看護情報提供療養費（Ⅲ）		適応時(医療機関)	1,500 円／月１回
精神訪問看護ターミナルケア療養費		適応時	25,000 円(死亡月)
精神訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）※７		適応時	1.050 円/月１回
精神訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）※８		適応時	30 円～540 円/月１回
精神訪問看護物価対応料Ⅰ※９		イ　月の初日の訪問の場合	60 円/日
		ロ　月の 2 回目以降の訪問の場合	20 円/日
精神訪問看護医療情報連携加算		適応時	1.000 円/月１回

※１ 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者である場合は、入院中２回算定可能

※２（イ）看護師、作業療法士と同時に行う場合

（ロ）准看護師と同時に行う場合

（ハ）看護補助者又は精神保健福祉士と同時に行う場合

※３ 各年度１回の算定だが入学・転校等により初めて在籍する事となる月・実施方法を変更した月は１回に限り算定可能

※７　和 9 年 6 月以降においては所定額に代えて 2.880 円を算定する

※８　和 9 年 6 月以降においては所定額に代え 40 円～1.580 円を算定する

※９　令和 9 年 6 月以降においては所定額の 200%に相当する額を算定する

（３）特別管理加算について

特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

特別管理加算（I）は①に、特別管理加算（II）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算されます。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態

③人工肛門又は人口膀胱を設置している状態

④真皮を超える褥瘡の状態

⑤点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

※「別に厚生労働大臣が定める疾患」は次のとおりです。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度が II 度又は III 度のものに限る）、多系統萎縮症（綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳委縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

（４）その他

①加算については利用者のご容態のにより変わるため、その都度ご説明致します。

②上記の(１)（２）（３）及び(４)の料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、改定後の料金を適応致します。

３.保険適用外の場合

延長料金	利用者の容態の変化によりサービス提供時間が１時間 30 分を超えた場合	30 分ごとに	5,000 円
衛生材料費	利用者及びご家族の希望により衛生材料等を提供した場合		実費
永眠時のケア料	20,000 円		

第５条　交通費について

原則無料です。但し訪問先までの時間が１時間以上に及ぶ時は相談させていただきます。

第６条　キャンセル料について

サービスの利用をキャンセルされる場合、連絡を頂いた時間に応じて下記キャンセル料を請求させて頂きます。キャンセル料については保険適用はありません。

キャンセルの連絡は（かぼすケア代表電話０８０-７５２６-８８０２）までお願い致します。

当日連絡の有無に関わらず不在の場合	５．０００円

利用者の症状の急変・急な入院・やむを得ない事情と判断した場合、キャンセル料は頂きません。

第７条　休日訪問について

事業所が定める休日の訪問に関しては3,000円/回を頂きます。詳しくはご相談ください。
なお、緊急時の訪問は該当しません。

第８条　その他

(１)料金算定に基本となる時間は、実際にサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

(２)基本利用料及び加算は、厚生労働大臣が告知で定める金額であり、これが改訂された場合は上記の基本料及び加算も改定されます。

(３)介護保険適用の場合でも、介護保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は利用料の全額（10割）をお支払いください。

(４)サービスの実施に必要な住居の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者負担となります。

(５)加算単位・料金については症状に応じて事前に又はその都度説明いたします。

第９条　サービス利用料の請求及び支払い方法について

(１)サービス利用料の請求方法等	①サービス利用料はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ②上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日前後に利用者あてにお届けします。
(２)サービス利用料の支払い方法等	サービス提供の都度、記入している提供記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ① 事業者指定口座への振り込み GMOあおぞらネット銀行　（金融機関コード０３１０） 法人第二営業部（支店コード１０２） 普通口座　１０８７５１０ 口座名義：株式会社かぼすケア（カブシキガイシャカボスケア） ② 利用者指定口座からの自動振替 ③ 現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）
(３)サービス提供にあたっての事前確認等	サービス提供に先立って、健康保険証、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間負担割合証）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされ、必要な援助が行える様、居宅介護支援事業者と協力して整えます。

第１０条　虐待･身体拘束の防止について

１.事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束の発生またはそれを防止するために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止・身体拘束等の適正化に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者：北川　トシ子

(2)虐待防止・身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

(4)虐待防止・身体拘束等の適正化の為、訪問看護師等に対して定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(5)事業所は利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援をおこないます。

(6)サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村・警察に通報します。

(7)事業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

２.緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、主治医の指示のもと、利用者及び利用者の家族に事前に十分な説明の上、同意を得ます。その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録致します。

第１１条　秘密の保持と個人情報の保護について

１．利用者及び利用者の家族に関する秘密の保持について	(１)事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 (２)事業者及び訪問看護師等は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 (３)事業者は、訪問看護師等に業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を保持させるため、サービス提供である期間及びサービス提供終了後においても、その秘密を保持するべき旨を、訪問看護師等との雇用契約に明示します。
２．個人情報の保護について	(１)事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 (２)事業者は、利用者及び利用者の家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 (３)事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。) (４)請求業務等、テレワークで行う際、個人情報を適切に管理し、利用者個人の処遇に支障が生じないようにします。

第１２条　緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	氏名	
	医療機関名	
	電話	
	所在地	
家　族　1	氏名	
	関係	
	電話	
家　族　2	氏名	
	関係	
	電話	
家　族　3	氏名	
	関係	
	電話	
居宅介護支援事業所	事業所名	
	担当	
	電話	

第１３条　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。
（１）損害保険会社名　三井住友海上火災保険株式会社
（２）損害保険の種類　賠償責任保険

第１４条　身分証携行義務

サービス提供者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第１５条　心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

第１６条　居宅介護支援事業者等との連携

サービスの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

第１７条　サービス提供の記録

１．サービス提供の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を、サービス提供の終了時に利用者に伝え、確認を受けることとします。

２．サービス提供の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、契約終了日から２年間保存します。

３．利用者及び利用者の家族は、必要がある場合、事業者に対して記録の閲覧及び複写を求めることができます。複写の費用は利用者負担とします。ただしこの閲覧及び複写は、事業者の業務に支障ない時間に行うこととします。

第１８条　衛生管理等について

１．看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

２．事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

３．事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に１回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。
従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施します。

第１９条　サービス提供に関する相談、苦情について

１．相談苦情に応じる窓口

提供したサービスに係る利用者及び利用者の家族からの相談及び苦情を受け付けるため以下の通り事業者窓口を設置します

事業者窓口	苦情解決責任者　　管理者　北川トシ子 受　付　日　　月曜日から金曜日 (但し、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く) 受付時間　　午前９時から午後５時 電話番号　　０８０－７５２６－８８０２ ＦＡＸ番号　　０４７－４０６－４８２５

２．相談と苦情に対応する体制及び手順

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。

（１）苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。

（２）相談担当者は、把握した状況を訪問看護師と共に検討し、対応を決定する。

（３）対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する場合もその旨を翌日までに連絡する。)

３．行政機関等の苦情受付窓口

八千代市役所 長寿支援課	所 在 地　　八千代市大和田新田３１２－５ 受付時間　　平日　午前８時３０分～午後５時 電話番号　　０４７－４８３－１１５１（代表）
八千代市社会福祉協議会	所 在 地　　八千代市大和田新田３１２－５ 受付時間　　火・木（祝日除く）午後１時～４時 電話番号　　０４７－４８７－２９４０
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	０４７－２５４－７４２８
各市町村の担当窓口	

第２０条　業務継続計画の策定等について

１．感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下､｢業務継続計画｣という)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

２．訪問看護師等に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

３．定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

指定訪問看護の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

これを証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

重要事項説明の年月日　：令和　　年　　月　　日

かぼすケア訪問看護ステーション

説明者　　㊞

(事　業　者)

事業者名　　：株式会社　かぼすケア

事業者住所　：千葉県八千代市萱田２２３６－１６

代表取締役　：太田　　友香利　　㊞

(事　業　所)
事業所名　　：　かぼすケア訪問看護ステーション

事業所住所　：千葉県八千代市萱田２２３６－１６

管理者　　：　北川　トシ子　　㊞

(利　用　者)

住　　所：

氏　　名：　　㊞

(利用者代理人)

住　　所：

氏　　名：　　㊞

続柄　　：

<加算算定に伴う同意書>

【２４時間対応体制加算(医療保険)・緊急時訪問看護加算(介護保険)・特別管理加算・長時間訪問看護加算・複数名訪問看護加算(医療保険)・複数名訪問加算（介護保険）難病等複数回訪問加算】

□ **私は、２４時間３６５日緊急の連絡や緊急の相談、緊急時の訪問依頼に対応するサービス体制を希望する為(２４時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算)の算定をすることに同意いたします。**

□ **私は、療養上必要なため、（特別管理加算Ⅰ・特別管理加算Ⅱ）を算定することに同意いたします。**

□ **私は、長時間の訪問を要する場合に対し、１回の訪問が９０分を超えた場合**
週１回（１５歳未満の超重症児・準超重症児については週３回）
長時間訪問看護加算を算定することに同意いたします。

□**私は、必要があって同時に複数の訪問看護師によるサービス提供を受けた場合、（複数名訪問看護加算・複数名訪問加算）を算定することに同意いたします。**

□ **私は、複数回の訪問の必要があり、サービス提供をうけた場合、**
難病等複数回訪問加算を算定することに同意いたします。

令和　　年　　月　　日

（利用者）

住所：

氏名：　　㊞

（利用者代理人）

住所：

氏名：　　㊞

続柄：

＜個人情報使用同意書＞

私（利用者及び利用者の家族）は、個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

１．使用する目的

（１） 利用者のためのサービス提供又は居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、地域ケア会議等において必要な場合

（２）利用者の担当行政機関、教育機関、医療機関、居宅介護支援事業者、相談支援事業者、及びサービス事業所等との連絡調整等において必要な場合

（３）主治医又は歯科医師等への報告や連絡の際に必要な場合

（４）利用者の事情により入院又は入所に至った場合、在宅での医療的状況の意見を求められた場合

（５）感染症及び災害等の緊急事態に協力する機関や事業所と情報共有する際に必要な場合

２．使用する事業所の範囲

利用者の担当行政機関、管轄の保健センター、医療機関、居宅介護支援事業者、相談支援事業者及び関わるサービス事業所等

３．使用する期間

契約で定める期間

４． 条件

（１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと

（２）個人情報を使用した会議においては、出席者、内容等の記録は適切に処理される

以上

上記に対する説明と個人情報の使用に同意します。

令和　　年　　月　　日

利用者氏名　　印

利用者代理人　　印　　続柄